

暴力団排除条項の導入に伴う各種貯金規定の改定について

とうかつ中央農業協同組合（以下、「組合」といいます。）は、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせ）等を踏まえ、平成22年12月1日付で普通貯金規定をはじめとする各種貯金規定に暴力団排除条項を導入し、同日より新規規定の適用を開始することといたしました。

暴力団排除条項とは、貯金者（又は、これから貯金取引を開始しようとする者）等が、暴力団等の反社会的勢力であることが判明するなどした場合に、当組合の判断により契約をお断り又は、解約させていただくことを定めた条項です。

規定改定後は、各種貯金の新規取引申込み時に、お客様が反社会的勢力ではないこと等の表明・確約をいただくため「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書」をご提出いただくこととし、本表明・確約に関する同意がいただけない場合は、お取引をお断りさせていただきます。

当規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にたいしても適用されます。

なにとぞ、ご理解いただきますようお願いいたします。

1 今回導入した暴力団排除条項の内容

（1）この貯金口座は、次の各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ次の各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの貯金口座の開設をお断りするものとします。

また、次の各号の一にでも該当し、貯金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの貯金取引を停止し、又は貯金者に通知することによりこの貯金口座を解約することができるものとします。

- ①貯金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②貯金者が次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③貯金者が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

2 暴力団排除条項を導入した各種貯金規定

- ・当座勘定規定
- ・普通貯金規定
- ・普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・総合口座取引規定
- ・総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ・貯蓄貯金規定
- ・納税準備貯金規定
- ・通知貯金規定
- ・自由金利型定期貯金（M型）規定
- ・自動継続自由金利型定期貯金（M型）規定
- ・自由金利型定期貯金規定
- ・自動継続自由金利型定期貯金規定
- ・期日指定定期貯金規定
- ・自動継続期日指定定期貯金規定
- ・変動金利定期貯金規定
- ・自動継続変動金利定期貯金規定
- ・年金型定期貯金規定
- ・財産形成貯金規定
- ・財形年金貯金規定
- ・財形住宅貯金規定
- ・譲渡性貯金規定
- ・積立式定期貯金規定
- ・定期積金規定

- 規定をご希望の場合は窓口へお問い合わせください。
- 詳しい内容につきましては、窓口へお問い合わせください。

とうかつ中央農業協同組合